

札幌医科大学学位規程施行細則

平成 19 年 4 月 1 日

(学位論文の受付)

第 1 条 札幌医科大学学位規程(平成 19 年規程第 95 号。以下「規程」という。)第 4 条又は第 9 条の規程により提出される学位論文その他の書類(以下「学位論文等」という。)は、事務局学務課が受け付けるものとする。

(提出すべき論文その他の書類)

第 2 条 修士又は博士の学位の授与を受けようとする者が提出する学位論文等は、この細則に定めるもののほか、別に定めるものとする。

(博士論文の審査及び手数料の納付手続)

第 3 条 規程第 9 条の規定により学位論文等を提出する者は、博士論文の審査及び試験に係る手数料を事務局学務課に納付して、その領収書を学位論文等の書類に添えて提出するものとする。
2 納付された博士論文の審査及び試験に係る手数料は還付しない。

(審査結果の報告)

第 4 条 規程第 12 条第 4 項の規定により主査が、研究科委員会に報告する論文の審査及び試験結果の要旨は、別に定める様式によりそれぞれ作成し、規程第 13 条に規定する研究科委員会開催前 4 日以内に、研究科長に提出するものとする。

(不受理又は不合格論文の処理)

第 5 条 研究科委員会の議を経て、学長が受理することができないと決定した学位論文等又は規程第 13 条の規定に基づき、不合格と決定した学位論文等は、その旨を明記した通知書を添え、速やかに提出した者に返付するものとする。
2 前項の通知書は、親展扱いとする。

(学位記の交付)

第 6 条 規程第 14 条の規定により博士又は修士の学位記を交付する場合は、博士の学位授与決裁簿(別記第 1 号様式)又は修士の学位授与決裁簿(別記第 2 号様式)により、学長の決裁を経て、博士の学位記台帳(別記第 3 号様式)又は修士の学位記台帳(別記第 4 号様式)に登録し、一連の番号を付さなければならない。
2 前項各台帳の取扱要領の細部については、当該各台帳様式の裏面に記載のとおりとする。

(学位記の再交付)

第 7 条 規程第 19 条の規定により学位記の再交付を受けようとする者は、学位記再交付手数料を事務局学務課に納付して、その領収書を学位記再交付願(別記第 5 号様式)に添えて提出するものとする。
2 再交付する学位記は、学位記再交付簿(別記第 6 号様式)に登録する。その取扱いは、前条の規定を準用する。
3 納付された学位記再交付手数料は、還付しない。

(学位論文の公表)

第 8 条 博士の学位を授与された者は、規程第 17 条第 1 項の規定により当該博士の学位に係る論文を公表するにあたり、本学に対し、「複製権」と「公衆送信権」を許諾するものとする。
2 規程第 17 条第 1 項の規定により論文の全文又は内容の要約により公表を行おうとする者は、規程第 12 条第 4 項に規定する研究科委員会への報告までに、博士の学位に係る最終の論文その他次に掲げる書類等を、事務局学務課に提出するものとする。ただし、当該報告までに提出することができない特段の理由がある場合は、研究科委員会が定めるところにより、博士の学位が授与された日から 1 年以内に提出することができるものとする。

- (1) 博士論文公表願 (別記第7号様式)
 - (2) 博士論文公表用表紙 (別記第8号様式) 及びその電子データ (Word 形式)
 - (3) 博士論文全文の電子データ (PDF 形式)
 - (4) 論文の内容を要約したもので公表する場合は、当該論文を要約した電子データ (PDF 形式)
- 3 前項本文の規定は、規程第17条第1項ただし書きの規定により論文の内容を要約したもので公表した場合において、当該論文の全文を公表できないやむを得ない理由がなくなったため当該論文の全文の公表を行おうとする者について準用する。この場合において、「規程第12条第4項に規定する研究科委員会への報告までに」とあるのは、「博士の学位に係る論文の全文を公表できないやむを得ない理由がなくなった後速やかに」と読み替えるものとする。
- 4 規程第16条及び第17条第2項の本学が指定するウェブサイトは、「札幌医科大学学術機関リポジトリ」とする。

(学位論文の保存)

第9条 博士の学位授与の対象となった次の書類は、附属総合情報センターにおいて、電子データで永久に保存するものとする。

- (1) 博士論文公表用表紙 (別記第8号様式)
- (2) 学位論文内容の要旨
- (3) 論文審査の要旨及び担当者
- (4) 博士論文全文 (PDF 形式)
- (5) 論文の内容を要約したもので公表する場合は、論文の要約 (PDF 形式)

(雑則)

第10条 この細則に規定されていない事項の取り扱いについては、研究科委員会の決定するところによる。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月15日から施行する。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。